

清掃請負業務及び廃棄物搬送業務(病院:本館・外来棟、北館、西館、南館 及び 保育園・病児病後児センター合同施設)に係る条件付一般競争入札公告

次の通り条件付一般競争入札を実施します。

平成 31 年 2 月 25 日

社会福祉法人^{恩賜}財団^{済生会}支部
栃木県済生会
支部長 近藤 真寿

1. 入札に付する事項

業務名称

清掃請負業務及び廃棄物搬送業務

(病院:本館・外来棟、北館、西館、南館 及び 保育園・病児病後児センター合同施設)

業務施設

宇都宮市竹林町 911-1 (1) 栃木県済生会宇都宮病院

宇都宮市竹林町 941-3 (2) 保育園・病児病後児センター合同施設

履行期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

(西暦 2019 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日)

業務内容

受託者は次の清掃実施及び廃棄物(一般廃棄物・感染性廃棄物及び機密文書)を各部門から集積所まで搬送する業務を適正に実施するものとする。

(1) 栃木県済生会宇都宮病院の外来・管理棟部門(清掃業務及び廃棄物搬送業務)

(2) 保育園・病児病後児センター合同施設(清掃業務のみ)

2. 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できるものは、この公告の日から開札の日までにおいて、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

(1) 栃木県内に本社または支社があること。

(2) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

(3) 国・地方公共団体の指名停止又は指名留保(以下「指名停止」という)期間中でないこと。

- (4) 医療法施行規則第 9 条の 15 をはじめ医療法で定める各要件を十分に満たし、かつ、医療関連サービスマーク認定事業者の認定基準を満たす技能を有すること。また、清掃業務のより良い方策を具体的に提案できる者であること。
- (5) 過去において、病床数 300 床以上の病院における清掃請負業務を 2 年以上継続して受託した実績を有する者であること。
- (6) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条 6 号に定義する者)が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずる地位に就任、又は、実質的に経営等に関与している団体ではないこと(暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下でない団体等)。

3. 入札手続等

(1) 担当窓口

〒321-0974 栃木県宇都宮市竹林町 911-1

社会福祉法人^{恩賜}財団済生会支部

栃木県済生会宇都宮病院 ハウスキーピング課(田崎、染谷)

☎028-626-5500(代表) 内線 3267

Eメールアドレス yoshihiro_tasaki@saimiya.com

(2) 入札参加申出書及び資料の提出

下記4のとおり

(3) 入札日時・会場

日時 平成 31 年 3 月 13 日(水曜日)14 時 00 分より

場所 〒321-0974 栃木県宇都宮市竹林町 911-1

栃木県済生会宇都宮病院 南館3階 研修室(控え室:会議室)

4. 入札参加申出書及び資料の提出

この入札に参加を希望する者は、2に掲げる参加資格を有することを証明するために、次に従い申出書を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、期限までに申出書を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は本入札に参加することができない。

(1) 提出書類

①入札参加申出書(様式1)

②実績証明書(様式2)

【実績を証明できる書類の添付】

(2) 提出期間

平成 31 年 2 月 25 日から 3 月 8 日(土・日・祝日を除く午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで)

面積等の情報は担当窓口にお問い合わせください。

(3) 提出先

上記 3(1)に同じ。

(4) 提出方法

提出先に持参すること。郵送または電子メールによるものは、受け付けない。

(5) 審査結果

平成 31 年 3 月 9 日までに不適合の場合のみ E メールにて通知する。

(6) その他

入札者は、契約担当者から、提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

5. 入札書の提出方法

入札参加申出書により、入札参加資格があると認定された者は、入札書(様式4)を次により提出すること。

(1) 提出日

入札日当日

(2) 提出場所

入札会場

(3) 提出書類

ア 入札書(様式 4)

イ 委任状(様式 5)※必要とする場合のみ

ウ 入札用封筒(様式 8)にアを入れて入札すること。

(4) 入札の方法等

ア 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を、消費税率改定により 10%が適用される部分については、100 分の 10 に相当する金額を加算した金額の合計金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税および地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額のうち消費税率 8%が適用される部分については 108 分の 100 を、10%が適用される部分については 110 分の 100 に相当する金額を入札書(様式 4)に記載すること。

イ 代理人をして入札を行う場合には、委任状(様式 5)を入札当日提出すること。

6. 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、予定価格を超えない価格で最も入札金額の低い者を落札者とします。

(2) 初回の入札において、落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとし、入札回数は 2 回を限度とする。

(3) 入札が不調となったときは、2 回目の入札において最低金額を提示した者を随意契約の相手方とし、契約締結のための交渉を行なう。

7. 入札者の無効

(1) 入札書の記載事項が不明瞭で判断できないとき。

(2) 入札書記載の金額を訂正したもの、または氏名の下に押印がないもの。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項に 2 通以上入札したもの。

(4)入札に関して不正行為を認めたもの。

(5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条の1号,7号,8号に定める行為を認めたもの。

8. その他

(1)契約担当者は、提出された書類を競争入札参加資格確認の目的以外に使用しない。

(2)提出された書類は返却しない。

(3)提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。

(4)手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(5)入札保証金

免除する。

(6)契約書作成の要否

要

(7)現地説明の希望がある場合には個別に対応するので申し出てください。

(8)質問がある場合は質問書(様式3)を提出すること。

(9)入札を辞退する場合は入札執行前には、入札辞退届(様式7)をハウスキーピング課まで直接持参し提出してください。入札執行中には、入札辞退届またはその旨を記載した入札書を入札執行者に直接提出することを原則とし、口頭による場合は、その旨を入札執行者に告げて確認を受けること。入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けることはない。

(10)落札者は落札決定の日から10日(日曜、祝日を除く)以内に契約書の案に記名捺印しハウスキーピング課に提出しなければならない。ただし、契約担当者が別途その期日については、この限りでない。

(11)本入札にあたり要した費用は、入札者の負担とする。

以上

栃木県済生会宇都宮病院および保育園・病児病後児センター合同施設 清掃業務委託仕様書

1. 目的

本仕様書は、委託者：栃木県済生会宇都宮病院（以下「甲」という。）が発注する施設清掃業務委託（以下「委託業務」という。）を、受注者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務場所

- 栃木県宇都宮市竹林町911-1 (1) 栃木県済生会宇都宮病院
(本館・外来棟、北館、西館、南館)
栃木県宇都宮市竹林町941-3 (2) 保育園・病児病後児センター合同施設

3. 履行期間

平成31年4月1日～平成34年3月31日(西暦2019年4月1日～2022年3月31日)とする。

4. 業務時間

- (1) 栃木県済生会宇都宮病院
日常清掃は年中無休で、午前8時から午後5時とする。
- (2) 保育園・病児病後児センター合同施設
日常清掃は6日／週(月曜日～土曜日)の午前8時～午後0時とし、日曜日・祝日は休日とする。

5. 勤務体系

乙は、甲内に責任者1名を常駐させ、清掃業務に必要な従業員を配置し、業務を円滑に遂行すること。また、責任者は(一財)医療関連サービス振興会が指定する講習会を修了した、もしくはビルクリーニング技能士1級相当の技能を有する者とし、乙の従業員の業務を直接指導すること。

なお、従業員の異動があったときは、甲に書面をもって届けること。

6. 業務内容

除塵、拭き、ごみ収集等の日常清掃により、常に清潔で衛生的な生活環境を提供し、快適な環境を保持すると共に、定期清掃、臨時清掃を効果的に組み合わせて作業することにより、天井や壁を含めた建築部材の保護と美観保持を行なうこと。なお、施設出入口とキャノピーは清掃範囲に含み、外壁は、この範囲に含まない。

清掃場所は「栃木県済生会宇都宮病院清掃仕様」の通りとする。清掃条件は「日常清掃予定表」及び「定期清掃マニュアル」の通りとする。

7. 費用負担

- (1) 甲の負担

①委託業務を遂行するために必要な作業員控室、資材置場、内線電話、職員証、水道光熱費。
なお、電気、ガス、水道の使用にあたっては、節約に努めること。

②施設内で消耗する物品

(トイレtpーパー、水石鹼、ビニール袋、シャンプー類、芳香剤、次亜塩素酸ナトリウム液等)

(2)乙の負担

①制服等の被服、事務用品等

②清掃の通常業務に必要な資機材、機器、備品および消耗品。

③清掃仕様を満たさなかった事により生じる再清掃の費用。

(3)上記以外の費用負担が不明瞭なものについては、甲乙協議のうえ決定する。

8. 委託業務遂行上の義務

(1)関係法令等の遵守

乙は、業務遂行にあたり、院内清掃および、建物清掃に係る関係法令を遵守し、誠実に実行するものとする。

(2)履行上の注意

乙は、病院の用途・規定等に対応し、現場の管理者等と良好な関係のもと、適正かつ経済的な業務遂行をおこない、業務中に異常を発見した場合は直ちに委託者に報告すると共に、的確な処置を行うものとする。なお、清掃方法の改善は通常業務の範囲とし、事前に甲乙協議のうえ積極的に検討する。

(3)守秘義務

乙は、業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならず、他の目的に使用してはならない。このことは、契約期間満了および解除された後においても同様とする。

9. その他

(1)保育園・病児病後児センター合同施設は、2021年に増築を行なう予定である。この部分の変更が生じる場合は別途協議を行ない、変更に応じた対応をする。

(2)本仕様書に記載されていない事項および、疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

以上

院内廃棄物搬送業務委託仕様書

1. 目的

本仕様書は、委託者：栃木県済生会宇都宮病院（以下「甲」という。）が発注する院内廃棄物搬送業務委託（以下「委託業務」という。）を、受注者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務場所

栃木県宇都宮市竹林町911-1 栃木県済生会宇都宮病院
（本館・外来棟、北館、西館、南館）

3. 履行期間

平成31年4月1日～平成34年3月31日（西暦2019年4月1日～2022年3月31日）とする。

4. 業務時間

年中無休で、午前8時から午後5時とする。

5. 勤務体系

乙は、甲内に委託業務に必要な従業員を配置し、業務を円滑に遂行すること。
なお、従業員の異動があったときは、甲に書面をもって届けること。

6. 業務内容

乙は、委託業務を充分理解し「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律137号）及び「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」ならびに「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）に基づき、廃棄物の適正な処理の確保に努めること。

主な業務内容は下のとおりである。

- (1) 受け持ちエリアの廃棄物搬送業務
- (2) 感染性廃棄物排出個数の記録
- (3) 機密文書の搬送業務

なお、回収場所と時刻は「感染性廃棄物・一般ごみ等回収時間予定表」の通りとする。

7. 遵守事項

- (1) 廃棄物搬送業務は、感染性廃棄物と一般廃棄物及び機密文書に区別する。
- (2) (1)の廃棄物は、搬送者・搬送車を混在させないこと。
- (3) 感染性廃棄物の搬送取り扱いは、関係法令に違反の無いよう充分に留意すること。
- (4) 機密文書の取り扱いは個人情報漏出の無いよう留意すること。
- (5) 搬送の時は、西側エレベーターを使用すること。
- (6) 搬送車の保管は地下集積所にすること。

(7) 廃棄物の搬送時間帯は別紙予定表に基づくこと。

8. 従事者の服装・規律

- (1) 廃棄物搬送者は、専用の作業衣及び職員証・腕章を着用のこと。
- (2) 勤務中は、身だしなみはもとより、明るく誠実な態度で対応すること。

9. 費用負担

(1) 甲の負担

- ① 委託業務を遂行するために必要な作業員控室、資材置場、内線電話、職員証、水道光熱費。
なお、電気、ガス、水道の使用にあたっては、節約に努めること。

(2) 乙の負担

- ① 制服等の被服、事務用品等
- ② 通常業務に必要な資機材、機器、備品および消耗品。

(3) 上記以外の費用負担が不明瞭なものについては、甲乙協議のうえ決定する。

10. 委託業務遂行上の義務

(1) 関係法令等の遵守

乙は、業務遂行にあたり、廃棄物処理及び個人情報保護に係る関係法令を遵守し、誠実に実行するものとする。

(2) 履行上の注意

乙は、病院の用途・規定等に対応し、適正かつ経済的な業務遂行をおこない、業務中に異常を発見した場合は直ちに委託者に報告すると共に、的確な処置を行うものとする。

(3) 守秘義務

乙は、業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならず、他の目的に使用してはならない。このことは、契約期間満了および解除された後においても同様とする。

11. その他

本仕様書に記載されていない事項および、疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

以上